



Kobe University Repository : Kernel

タイトル Title	A. B. Atkinson の福祉国家論 : 福祉国家の経済分析をめぐって (Prof. Atkinson on Rolling Back of the Welfare State)
著者 Author(s)	丸谷, [レイ]史
掲載誌・巻号・ページ Citation	国民経済雑誌, 184(6):1-14
刊行日 Issue date	2001-12
資源タイプ Resource Type	Departmental Bulletin Paper / 紀要論文
版区分 Resource Version	publisher
権利 Rights	
DOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/00098362

Create Date: 2018-05-27



A. B. Atkinson の福祉国家論

——福祉国家の経済分析をめぐる——

丸 谷 冷 史

Atkinson は従来の福祉国家の経済分析の多くが、福祉国家ないし社会保障制度の制度的特徴を適切に定式化していないモデルに基づいて行われていることを批判し、制度的要因を考慮するならば、福祉国家が経済的成果にネガティブな影響を与えるという結論は必ずしも導かれないことを示した。本稿では Atkinson のモデルを部分的に修正することによって彼の結論をより簡潔かつ明確な形で論証した。

キーワード A. B. アトキンソン 福祉国家の危機 福祉国家の経済分析 失業給付

1. はじめに

Atkinson は福祉国家の現状と課題に関連する一連の著作において、福祉国家の将来像を探るとともに、70/80年代の「福祉国家の経済分析」に対する批判的考察を展開している。その主要部分は95年の *Incomes and the Welfare State* にまとめられたが、さらに99年の *The Economic Consequences of Rolling Back the Welfare State* では、とりわけ福祉国家の経済分析に対する彼の主張がコンパクトに示されている。「福祉国家の経済分析」に対する Atkinson の批判は第一にそれが世間で受け取られているように確実な統計的証拠に基づくものではないこと、第二に経済分析のモデルが福祉国家の制度的特徴をとらえていないことに向けられる。そして福祉国家の制度的特徴をエクспリシットに導入し、定式化したモデルに基づいた分析では、福祉国家が経済成果にこれまでの研究とは異なって、ポジティブな影響を与えることを示した。筆者は上の二つの書物に展開された Atkinson の「福祉国家の経済分析」批判を大筋で認めるものであるが、Atkinson のモデルにも改善の余地があると考えている。本稿では Atkinson (1999) の第4章で示された失業給付の影響に関するモデルの修正を試みた。本稿で試みた修正によって Atkinson の主張がより簡潔かつ明確に示すことが可能となった。また本稿のモデルでは Atkinson においては区別されなかった失業給付と公的扶助の効果を比較することが可能である。分析結果は、

(i) 失業給付の引き上げは雇用水準に対して正の効果を有する

(ii) 公的扶助の引き上げは雇用水準に対して負の効果を有すると要約される。

(i)は Atkinson が批判する「福祉国家の経済分析」の多くとは、反対の結論である。

2. 福祉国家の危機

わが国が先進国型福祉国家を目指し、社会保障制度の構造改革に取りかかった1960年代後半から70年代初期にかけて、北欧やイギリスにおいては「福祉国家病」の症状が顕在化しつつあった。またそれは筆者が従来研究対象としてきたドイツ新自由主義の立場からは当然予想できた成り行きであった。

ドイツ新自由主義の福祉国家に対する批判の一つは社会予算の歯止めなき膨張である。民主主義的政策形成過程は有力な利益団体の圧力に無防備であるだけでなく、「社会的」目的に対する戦後民衆の支持は、それを目的束から落とすことは政治家の命取りになる危険を伴うからであった。しかしいっそう重要なことは普遍主義的社会保障制度が競争秩序に不可欠な精神的基盤である、自律的な生活態度＝自由と自己責任の原則を風化させ、他律的ないし唯権利主義的な要求社会への変質を促進することであった。創意・工夫と絶えざる競争によって資源配分の動的効率を目指す競争秩序の機能が麻痺され、経済成果に負の影響が生じることに對する危惧である。ただドイツ新自由主義の論者は必ずしも精緻な経済学的分析を得意とせず福祉国家が果たしてそのような危険を内包するか否かについては詳細な考察がなされなかった。

福祉国家への支持は別の観点からも揺らぎはじめた。その典型的なものは福祉社会論や福祉多元論である。その基本的主張は①福祉の源泉は国家だけでなく、市場、ボランティア組織、血縁的つながりなど多数存在するのであって、社会福祉を国家による福祉と同一視することは誤りである、②福祉国家の縮小は社会福祉の縮小を意味するものではない、③多様化するニーズに効率的に対応するために、福祉国家もまた変容しなければならない、などである。福祉国家の半世紀を経て「諸組織がそれ自身の構成員によって効果的にコントロールされていない限り、国家が立法と行政の手段によっていっそうのチェックやコントロールを加えなければならないと感ずるような状況が生み出されることになる。そしてそのことは、はねかえって、国家を構成する社会における人々の生活の自発性をいっそう減退させる作用をする」(Myrdal, 1958) 危惧は現実のものとなり、すでに「社会的ニーズや個人の選好は、福祉国家のみが福祉を担う唯一の主体ではないというかたちに変化」した (OECD, 1983)²。Robson (1976) は「人びとがその態度や行動に福祉国家の政策と前提とを一般的に反映するのでなければ、福祉国家の目的充足は不可能である」と指摘する。いずれも福祉国家に関する政府の失敗に対する重要な指摘であった。

3. 福祉国家の経済分析

「ほとんどの OECD 諸国において1970～80年代に生じた失業率の著しい上昇は、経済学者や政策担当者の注意を失業補償に向けさせた。……その多くは批判的で、エコノミストは失業補償が労働市場にネガティブな影響を及ぼすとみた。高額な給付は失業者の再就職の意欲を減退させ、就業者に仕事をやめて失業してもかまわないと思わせるからである。西欧における70年代以降の失業率の上昇と、幾つかの国々における高い失業率の定着は、少なくともその一部は、寛大な失業給付の支給が原因である。」(Atkinson/Micklewright, 1991 p. 1679)

統計的証拠 Danziger *et al.* (1981) は社会保障計画が労働供給、民間貯蓄、低所得及び所得不平等に及ぼす効果について、諸研究の結果を表1のように要約している。

社会保障給付と失業率の関係に対する研究の多くは、その労働供給に対する影響を計測するアプローチをとった。典型的には失業保険給付の引き上げがレイオフの増加や失業期間の延長につながる、というのがその背後にある考えである。たとえば Johnson/Layard (1986) のモデルにおいては、労働者は1年のうち一定期間、失業を選択し失業手当 b を受領し、残りの期間は賃金 w で雇用される。したがって u を失業期間の雇用期間に対する比率とすると、その年所得ないし消費 c は

$$c = (1-u)w + ub \quad \text{ただし } w - b > 0, 0 \leq u \leq 1$$

である。この労働者の効用が消費 c と余暇 u (正常財) に依存すると仮定すると、 b の上昇は u の均衡値を上昇させ労働時間 (供給サイド) の短縮をもたらされる。このモデルでは「失業は有給の休日」である。

Lippman/McCall (1979) の job-search モデルでは、労働者は彼の生涯所得の現在価値を極大にしようとする。そのモデルでは賃金 w での終身雇用が可能である。他方失業補償は b 、余暇の価値ないし home product の額は v である。また每期 α の率で求人があり、 w を越える賃金が提示される確率は $1 - F(w)$ である。このとき彼の留保賃金 w^* と w^* を越える期待賃金 w^{**} の間に次の均衡条件が成立する。

$$w^* - (b + v) = \alpha (1 - F(w^*)) [w^{**} - w^*] / \delta \quad \delta \text{ は割引率}$$

表1 社会保障計画の効果

	現行所得移転制度の効果	制度拡大の限界効果
労働供給	4.8%低下	負
民間貯蓄	0-20%低下	中立的/負(微少)
所得の貧困	75%減少	大きくはない
ジニ係数	19%低下	大きくはない

出所: Danziger *et al.* (1981) p. 1019 table 13

ここで r が上昇すると留保賃金が増加し、就労復帰確率は下落する³。

民間貯蓄率への影響は、経済成長との関連で重視されてきた。Danziger *et al.* (1981) では貯蓄率への影響について次の4つのメカニズムが取り上げられている。

- ① 賦課方式の給付は民間貯蓄を代替する。
- ② 老齢年金制度は早期退職（引退）を増加させ、必要貯蓄額を引き上げる。
- ③ （年金）制度は子（拠出者、納税者）の世代から親（受給者）の世代への所得移転を伴い、親は遺産目標額を維持して、子の拠出分を相殺する目的で貯蓄を増加しようとする
- ④ （生涯）限界消費性向が生涯所得の減少関数であるとすれば、社会保障の同一世代間での所得平準化作用は民間貯蓄を減少させる⁴

したがって所得移転プログラムは貯蓄率に対して正負双方の作用を及ぼしうる。これら4つの作用のうちいずれの効果が強く現れるかによって、結果は異なってくる。事実、貯蓄率への効果の計測結果にはかなりの幅があり、Danziger *et al.* の「所得移転プログラムは年間民間貯蓄を、それが実施されない場合に比べて、10-20%（最もありそうなのはこの下限であるが）低下させる」という結論は、彼自身が述べたようにテンタティブなものであった（p. 1006）。

「福祉国家の経済分析」は80年代の新自由主義にとっては追い風となった。しかしその詳細を検討すれば、社会保障支出の経済成果に対する負の効果を結論づけるほどの統計的証拠はえられていなかったと言わなければならない。次いで Atkinson は福祉国家の GDP に対する影響を計量的に分析した研究のうち代表的なもの10例を調査し、結果が正に有意なもの、負に有意なものがそれぞれ4例、他の2例は有意な結果がえられていなかったと報告している（Atkinson 1999, pp. 50-53）。

Atkinson/Micklewright (1991) は70/80年代の経済分析をサーヴェイし、多くの分析が福祉国家の根幹にかかわる重要な制度的特徴を組み込んでいない点を批判した。彼らは多くのモデルに共通した事項として次の8項目をあげている。

- a. 給付は失業にいたった理由と無関係に支給される。
- b. 給付は失業したその日から、失業期間中全日支払われる。
- c. 当人の求職活動の有無及び労働不能か否かにかかわらず、給付は支給される。
- d. 提示された求人拒否してもペナルティは課されない。
- e. 過去の雇用と関連する社会保険料拠出に関する条件は考慮されない。
- f. 定額給付 (flat rate)。
- g. 給付期間に制限はない。
- h. 受給資格は家族の所得水準によって影響されない。

(Atkinson/Micklewright, p. 1688)

社会保障制度は国によって異なるが、これらの想定は多くの国の実際の制度と異なるものである（但し失業保険の場合は h についてはこの限りではない）。そしてこれらの制度的要因を適切にモデルに組み込めば、「福祉国家の経済分析」の結論は修正される可能性がでてくる。たとえばリスト項目 g の前提をはずすと、Mortensen (1977) が注意したように受給資格が切れた者については給付水準は再就業率に影響せず、反対に e の条件を「考慮される」に変更すれば b の引き上げは無業者に対して就業への誘因となる (Mortensen 1977, p. 511; Atkinson/Micklewright 1991, p. 1699)。

Atkinson *et al.* (1985) は制度的想定の違いによる結果への影響について興味深い計測結果を報告している。Lancaster/Nickell (1980) は GHS (一般家計調査) データを分析して失業期間の代替率に対する弾力性が約 0.6 であり「給付の効果はかなり確定的である」ことを見出した (p. 151)。それに対して Atkinson/Micklewright は、FES (家計支出調査) を用いて、もし全員が完全な受給資格を有し、かつテイク・アップ (捕捉率) が 1 であるなら Lancaster/Nickell と類似の結果がえられる、しかし実際の申告記録に従った資料で計測すれば弾力性は 0 に近いことを示したのである。

4. 社会保障給付の雇用効果

Atkinson は前節の福祉国家の制度的特徴 ($a \sim h$) のうち 5 項目に修正を加えたモデルを構築し、移転支出 (失業給付) が労働需給に及ぼす効果を分析した Atkinson (1995, 1999)。本稿ではそのうち Atkinson の考えを最もコンパクトに主張する労使交渉モデルに沿って、議論を進める。

初歩的な労使交渉モデル：このモデルでは、「労働者」は三つの集団—企業部門での雇用者・失業者・その他—からなる。その他集団は self-employed であるが伝統的部門や家事部門の従業者と考えると便利である。その他集団の成員が、企業部門の労働市場に参入するか否かは現行賃金率 w と、その他集団に留まる場合の収入 x (home output の value) の大小によって決定される。 x の累積分布関数を $F(x)$ とすれば、(雇用者と失業者を合計した) 労働供給量 L^s は N を総労働人口として

$$L^s = F(w) \cdot N$$

である。以下規準化して $N=1$ とおく。企業部門の雇用者には等しく δ の確率で解雇されるリスクがある。解雇された労働者の再就職には時間が必要である。このモデルでは求人 は失業者に対してのみ行われる。再雇用者 M の失業者 U に対する比率 $M/U (\equiv m)$ は $\sqrt{V/U}$ に比例する (V は求人数), $m = \mu \sqrt{V/U}$ 。定常状態においては $\delta L = M$, $U = \delta L / m$ が成立している。(L は雇用者数)

Atkinson は Shapiro/Stiglitz (1984) によってそれぞれの状態の生涯所得 Ω_i の現在価値 $r\Omega_i$ の計算を行う (r は外生的に固定された割引率)。

$$\textcircled{1} \quad x^* = r\Omega_u$$

x^* はその他者団に留まるか失業者集団にあるかの臨界的な収入

$$\textcircled{2} \quad r\Omega_u = (\Omega_j - \Omega_u) m$$

Ω_j は雇用された場合の生涯所得である。モデルにはまだ失業給付 b が導入されていないので失業者は無収入であるが、次期に確率 m で雇用される可能性が存在するため次期以降の期待所得が計算に入ってくる。

$$\textcircled{3} \quad r\Omega_j = w - \delta(\Omega_j - \Omega_u)$$

雇用者は w の賃金を得るが、次期、確率 d で解雇される可能性がある。期待計算ではこの点が考慮される。

①と③から

$$\textcircled{4} \quad \Omega_j = \Omega_u + (w - x^*) / (r + \delta)$$

が導出される。①と④を②に代入して

$$\textcircled{5} \quad w/x^* = 1 + [(r + \delta)/\mu] \sqrt{U/V}$$

をえる。

この初歩的モデルにおいて労使は交渉を通じて

$$\textcircled{6} \quad \Pi^\xi \{L(\Omega_j - \Omega_u)\} \quad \text{ここで } \xi \text{ は雇主の相対的な交渉力である}$$

を極大化する。⑥を w で偏微分して得られる1階の条件より

$$\textcircled{7} \quad w/x^* = \{1 + (\beta/(1-\beta))\} / (1 + \xi)$$

が導かれる。ここで簡単化のために一次同次のコブ・ダグラス生産関数 $Y = AK^\beta L^{(1-\beta)}$ とそれから導かれた労働需要関数

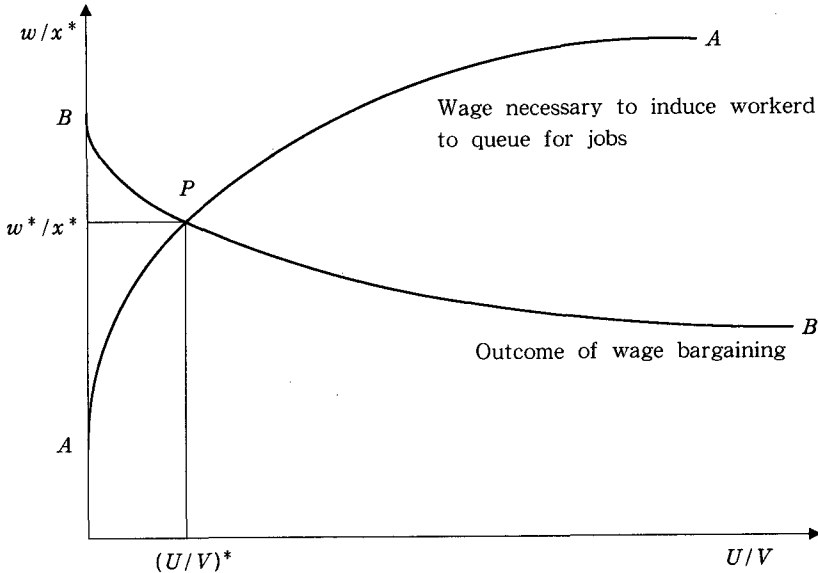
$$\textcircled{8} \quad L^d = Cw^{-1/\beta} \quad (C \text{ は定数})$$

を仮定しており、 β はそのパラメータである。

労働市場の状態 U/V が交渉力 ξ に影響を及ぼさない場合は⑦から w/x^* が決定され、これを⑤に代入して U/V が求められるが、一般には U/V は労使の交渉力 ξ に影響を及ぼすと考えられる (ξ は U/V の増加関数と考えられるから⑦の w/x^* は U/V の減少関数となるであろう)。その場合は⑤と⑦から w/x^* と U/V が同時決定される。図1はその図解である。

図1の右上がりの曲線 AA は⑤式、右下がりの曲線 BB は⑦式に対応し、二つの曲線の交点 P が w/x^* と U/V の均衡値を与える。 w/x^* と U/V が決定されると、企業部門の労働者数がその他集団から企業部門への労働供給に等しくなる x^* が $[1 + (\delta/\mu) \sqrt{U/V}] L^d \{(w^*/x^*) \cdot x^*\} = F(x^*)$ から求まり、雇用者数 Ld 、失業者数そしてその他集団の労働者数 $1 - F(x^*)$ が順次決定される。(Atkinson, 1999, pp66-76)

図1 労使交渉による賃金決定



出所: Atkinson, 1999, p. 72 Figure 3.2

失業給付 Atkinson はついで制度的特徴を考慮しない失業給付制度を上記モデルに組み込む。まずその財源のための社会保障税 t は雇用者が負担し、賃金 w に比例する。したがって雇用者の税引後可処分所得は $w(1-t)$ となり、上記各方程式中の w は $w(1-t)$ で置き換えられる。次に給付 b (定額) は失業者に対して一律に支給され、給付期間の制限はない。②式は⑨式に置き換えられる。

$$\textcircled{9} \quad r\Omega_u = b + (\Omega_j - \Omega_u)m$$

この二つの変更によって⑤と⑦は、それぞれ

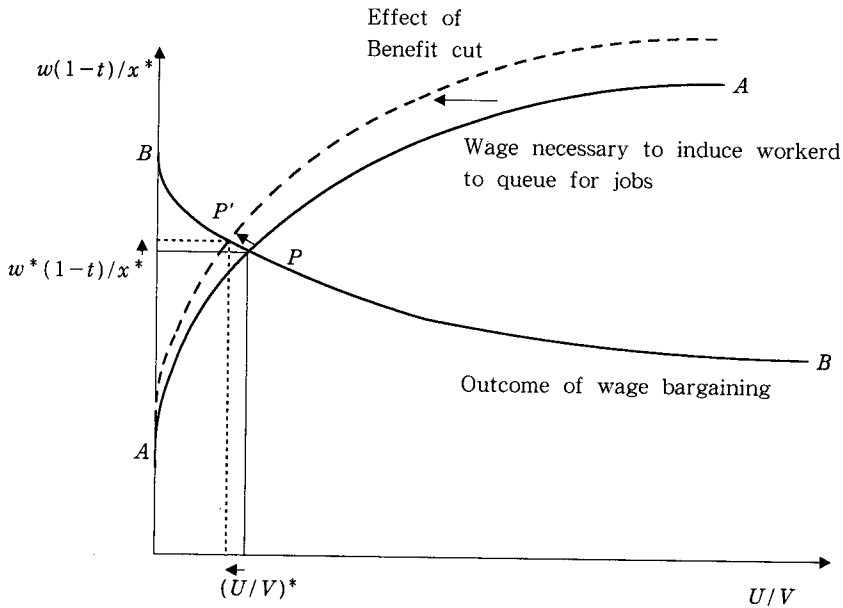
$$\textcircled{10} \quad w(1-t)/x^* = 1 + [(1-b/x^*)(r+\delta)/\mu] \sqrt{U/V}$$

$$\textcircled{11} \quad w(1-t)/x^* = \{1 + (\beta/(1-\beta))\} / (1+\xi)$$

に変わり、図1の二つの曲線は縦軸を w/x^* から $w(1-t)/x^*$ に変更した図2となる。

Atkinson は⑩⑪に含まれる政策パラメータ t と b を変化させることにより、均衡値がどのように変化するかを考察し、「失業給付の引き上げは曲線 AA を AA の縦軸との切片 A を中心に時計回りに回転させ、逆にその引き下げは AA を時計と反対回りに回転させる。他の事情にして等しければ b の引き下げは (その他集団から) 失業者集団への参入 queuing for a job の誘因を減じ、参入に必要な賃金水準を上昇させる」という通常の経済分析と同じ結論を引き出す (Atkinson, 1999 p77)。さらに給付額 b の削減が税率 t の引き下げを伴う場合には、図2の均衡位置 P' と均衡水準 $w^*(1-t)/x^*$ 及び $(U/V)^*$ は変化しないが、分子 $w^*(1-t)$ の上昇は x^* の比例的上昇、したがって失業集団への参入増と、他方で労働需要の増加が並行

図 2 失業給付削減の雇用効果



出所：Atkinson, 1999, p. 77 Figure 3.4

して生じていることを意味している。この労働需要の増加は労働需要関数の説明変数が純賃金率 $w^*(1-t)$ ではなく粗賃金率 w であることに依存する。

Atkinson はこのようにして通常の福祉国家分析の結論が得られることを確認するが、この議論展開には少し問題がある。というのは⑤式と⑩式では決定的な違いがあり、⑩式の右辺には⑤式とは異なって x^* が含まれるからである。上記引用部分では x^* があたかも外生的に固定されているかのように記述されているが、 x^* は内生的に決定される変数である。賃金率 w の変化は Ω_j を、したがって Ω_u を変化させ、そのとき①により x^* も変化するのである。

社会保障制度の特徴の定式化 Atkinson はこの問題点の解決を示唆していないが、彼の本来の目的である制度的要因の効果は、上とは若干異なる効率賃金モデルを加味した2部門モデルによって行っている (Atkinson, 1995, Chapter 10 及び 1999, Chapter 4)。しかし本稿ではその目的にとっては不必要に複雑化させた2部門モデルには立ち入らず、上のモデルを若干修正したモデルを用いて制度的要因の効果分析が可能であり、かつ Atkinson の分析よりも簡潔に所期の結論が得られることを示す。

Atkinson は効率賃金を二つの部門のうち一つに組み込み、努力 e を怠った労働者の怠業 (shirking) が発見された場合には労働者は失業給付の受給資格を喪失して解雇されるという定式化を行った。これは前節の社会保障制度の特徴に関するリストの a の修正である。Atkinson が参考にした Shapiro/Stiglitz (1984) では怠業による解雇の場合も給付が与えら

れた。Atkinson モデルにおいては失業者が二つの集団に分類され、集団 B では給付 b がえられるが集団 U では給付は与えられない。また給付期間には制限があり、受給資格は有限である。Atkinson はこれを集団 B の成員の一定割合は給付がうち切れ集団 U に移動させられるという形でこの効果を導入する (cf. リストの項目 g)。他方 Atkinson のモデルでは 2 部門モデルではその他集団から失業集団への移行のメカニズムは無視されている。

本稿のモデルでも shirking による解雇の場合は労働者は失業給付の受給資格を喪失し、失業者集団 B ではなく U に流出すること、集団 B から U への確率的な移動があること、求人はその他集団や就業者に対しては行われず、失業集団 B と U に対して、しかし同率でなされることを仮定する。Atkinson (1995, 1999) 及び Shapiro/Stiglitz (1984) と本稿のモデルの相違点は次の諸点である。

- ・失業給付 b は定額ではなく賃金率 w に依存する。

$$\textcircled{12} \quad b = b_0 + b_1 w \quad 0 < b_0, b_1 < 1 \quad \text{cf: リストの項目 f}$$
- ・失業者集団 U に対しては公的扶助 u が支給される。公的扶助は定額で、受給資格、給付期間の制限はない。
- ・給付 b の受給資格は雇用に伴う社会保険料の拠出履歴を条件とする。モデルではその他集団から直接集団 B に移動することはないという構成をとるがその説明のひとつはこの点においている。

$$\text{cf: リストの項目 e}$$
- ・怠業により解雇された労働者はその他集団ではなく集団 U に流出する。それ以外の解雇者はその他集団ではなく集団 B に流出する。
 後者については給付 b を得ることが有利であるというもっともらしい理由を付することも可能であるが、前者の集団 U への流出は議論の余地があろう。
- ・社会保障の財源については考えない。これは上のモデルと同様に社会保障税 t を導入すれば可能であるが、以下の議論の本質に影響しないので割愛する。

モデルの概略は次のようである。

怠業をしない雇用者の期待生涯所得の現在価値 Ω_n は

$$\textcircled{13} \quad (1+r)\Omega_n = w - e + (1-\delta)\Omega_n + \delta\Omega_b$$

ここで e は怠業をしないために必要な雇用者の費用 $e > 0$,

δ は怠業とは無関係に生じる解雇率 $0 < \delta < 1$

Ω_b は失業集団 B の期待生涯所得

怠業者の期待生涯所得の現在価値 Ω_s は

$$\textcircled{14} \quad (1+r)\Omega_s = w + (1-\delta)\Omega_s + \delta[(1-q)\Omega_b + q\Omega_u]$$

ここで q は怠業の発覚による解雇率、 $0 < q < 1$

Ω_u は失業集団 U の期待生涯所得

集団 B の所属者は失業給付 $b (= b_0 + b_1 w)$ をうる。次期再び雇用される確率は m であるが、他方で給付が受けられなくなる可能性が確率 k である。したがってその期待生涯所得は

$$\textcircled{15} \quad (1+r)\Omega_b = b + m\Omega_n + (1-m)[(1-k)\Omega_b + k\Omega_u]$$

集団 U については再雇用された場合は怠業はしないと仮定すると

$$\textcircled{16} \quad (1+r)\Omega_u = u + m\Omega_n + (1-m)\Omega_u$$

である。

$\textcircled{13} \sim \textcircled{16}$ は $\Omega_n, \Omega_s, \Omega_b, \Omega_u$ の 4 つの変数について解ける部分体系である⁵。Shapiro/Stiglitz (1984) にしたがって NSC (Non Shirking Condition) を $\Omega_n \geq \Omega_s$

とすると、 $\textcircled{13}$ と $\textcircled{14}$ より

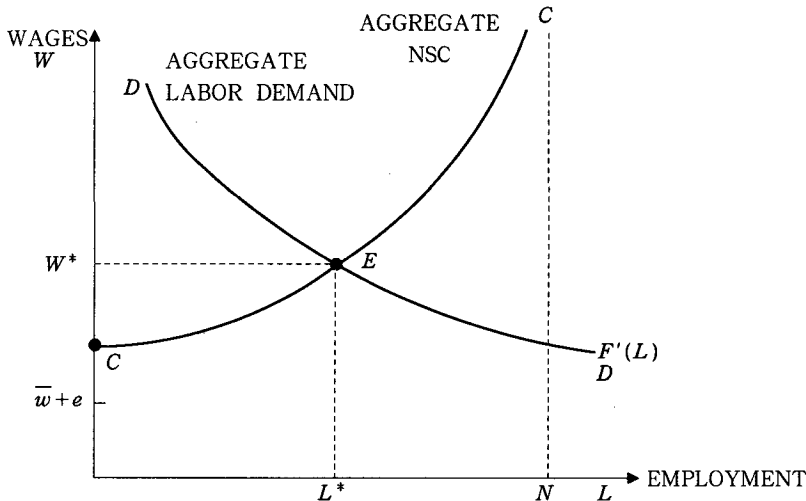
$$\begin{aligned} (r+\delta)(\Omega_s - \Omega_n) &= e - \delta q \Omega_b - \delta q \Omega_u \\ &= e - \delta q (b - u) / (r + m + k - mk) \\ &= e - \delta q (b_1 w - b_0 u) / (r + m + k - mk) \end{aligned} \quad \text{であるから}$$

NSC は

$$\textcircled{17} \quad w \geq (r + m + k - mk) e / (\delta q b_1) + (u - b_0) / b_1 \equiv w_{nsc}$$

で与えられる。ここで $u - b_0 > 0$ を仮定すると、 $w_{nsc} > 0$ である。NSC 条件の下限をなす賃金率 w_{nsc} は m 及び u の増加関数かつ b_0, b_1 の減少関数である。定常状態においては解雇者数は新たに雇用される失業者数に等しいから $\delta L = m(N - L)$ あるいは $m = \delta L / (N - L)$ (ここで L は雇用者数、 N は雇用者数 + 失業者数) で m したがって w_{nsc} は L の増加とともに上昇する。図 3 の曲線 CC はその雇用量 L に対応する w_{nsc} の関係を示す。Shapiro/Stiglitz (1984)

図 3 効率賃金モデルにおける賃金決定



出所 : Shapiro/Stiglitz (1984) p. 439 Figure 2

では曲線 CC と労働需要曲線 DD の交点で均衡雇用量が決定される。

先の労使交渉で想定された労働需要関数

$$\textcircled{8} \quad L^d = Cw^{-1/\beta}$$

のように、雇主に社会保険料拠出義務が課されないケースでは b 及び u は DD に影響を与えない。失業給付と公的扶助の政策的変更の雇用水準への影響は w_{ns} ないし CC 曲線のシフトを通じてのみ現れる。その効果は相反的で (i) 失業給付の引き上げは雇用水準を上昇させるが、(ii) 公的扶助の引き上げは雇用水準を下落させる。この結論 (i) は多くの国でそうであるように雇主にも社会保険料の拠出がある場合は効果は一部相殺される。

労使交渉で賃金率が決定されるケースにおいてはこの結論は若干修正される。交渉では

$$\textcircled{13} \quad \Pi^s \{L(\Omega_n - \Omega_b)\}$$

の最大化が追求されるとすれば、その極大条件から

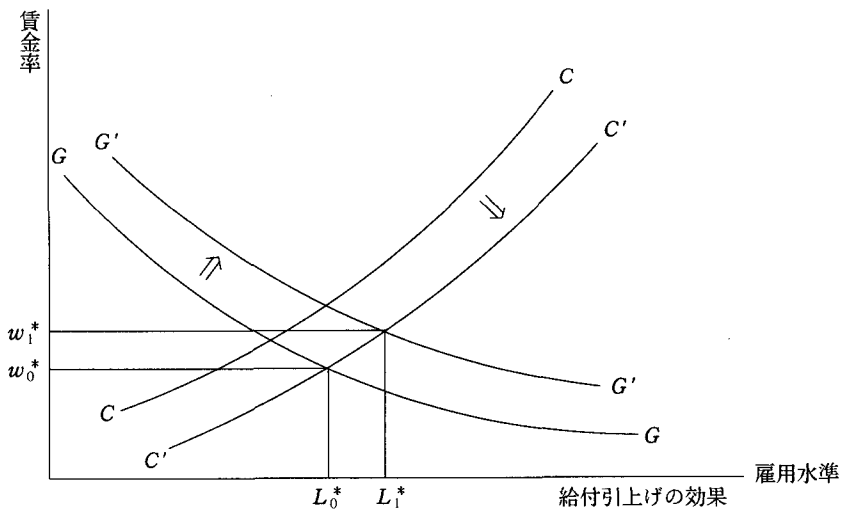
$$\textcircled{19} \quad w = \{(\xi(1-\beta) + 1)(r+m+k-mk)e + (m+r)b_0\} / \{(1-\beta)(1+\xi)(r+m+k-mk) - (m+r)b_1\}$$

が導かれる。

$$\textcircled{20} \quad -dw/dm = (1+r)k \{ (1+\xi)(1-\beta)b_0 + ((1+\xi(1-\beta))b_1e)/\beta \} > 0$$

であるから、図4に①9を描けば右下がりの曲線 GG となる。 CC と GG の交点が存在すると仮定する。(この仮定が満たされない場合には NSC は無視され①9と労働需要曲線 DD の交点が実現される。) ①9右辺から明らかなように、この場合は b_0 と b_1 の引き上げはいずれも GG 曲線を上にシフトさせて、より高い賃金率と雇用水準を実現させる。すなわち結論 (i) は維持される。しかし u は交渉と無関係であり、結論 (ii) は導かれない。

図4 失業給付の雇用効果



交渉解と NSC の関係であるが、企業は曲線 GG の上の点でかつ NSC を充足する賃金率と雇用水準を GG 上の点ではあるが NSC を充足しない雇用水準より有利であると考えよう。労組の方でも交渉に際して NSC を前提とした目的関数を設定しているので(つまり⑮で $\Omega_n - \Omega_s$ ではなく $\Omega_n - \Omega_b$ を選んでいる) ⑰と w_{nsc} を同時に満たす条件を不満としないであろう。このケースでは b_0 と b_1 の引き上げは CC 曲線を下方に、 GG 曲線を上方にシフトさせるから賃金率と雇用水準は二重のメカニズムを通じて引き上げられる。すなわち結論 (i) は強められた形で成立する。結論 (ii) についてはこの場合も u が議論に入ってこないのもこのモデルからは導かれない。

このモデルでは捨象した社会保障税の効果は w を $w(1-t)$ に置き換えることによって考察しうる。このとき⑰式は

$$\textcircled{17} \quad w \geq (r+m+k-mk)e / [(\delta qb_1)(1-t) + (u-b_0)/b_1(1-t)] \equiv w_{nsc}$$

に置き換えられるから、 t の上昇は b_1 の低下と同じ効果を有する。したがってもし失業給付の増加を増税でまかなうとすれば、給付引き上げの効果はそれだけ相殺されるのである。⁶

5. 結びにかえて

Atkinson は90年代の一連の著作においてエコノミストの常識ともいえる福祉国家批判が、十分な論拠に基づくものではないことを明らかにした。福祉国家の経済学的批判論が依拠する統計的証拠については、結論は一意的ではなく、福祉国家が経済成果に及ぼす影響をネガティブとする調査結果とポジティブとする調査結果あるいは有意な結果がえられなかったとするものが混在していることが確認された。またその影響を考察するために作成された理論モデルの多くが福祉国家の制度的特徴を適切に組み込んでいないことが指摘された。さらに Atkinson は制度的特徴を導入したモデルを構築し、そのようなモデルに基づいた分析は福祉国家が経済成果にむしろポジティブな影響を及ぼす可能性があることを論証した。

本稿では Atkinson のモデルを修正し、いっそう簡潔かつ明示的に失業給付が賃金率及び雇用水準に及ぼす効果を分析しうる枠組みを提示した。本稿のモデルにおいては失業給付の需給資格、有限の給付期間、失業給付と公的扶助の効果の差異が定式化され、失業給付の引き上げは雇用水準に正の、公的扶助は負の影響を及ぼすことが示された。

福祉国家批判論は本稿第2節で説明したように、いわゆる「福祉国家の経済分析」に限定されるものではない。したがって第4節で社会保障給付が経済成果に好ましい効果を与える可能性を明らかにしえたとしても福祉国家の抱える問題のごく一部(極めて重要な部分ではあるが)に一石を投じたに過ぎない。筆者がこれまで研究対象としてきたドイツ新自由主義の立場からいえば従来十分に考察しなかった箇所が指摘され、立論の一部の修正をせまられることになった。そして Atkinson の福祉国家再評価の視点もまた経済分析を超えて広がる

ものであり、第2節でとりあげた問題も概ねカバーされている。「福祉国家の将来」に関するその全体構想及びドイツ新自由主義の立場からの批判的考察については、稿を改めて論じる予定である。

*本稿は「サード・エコノミーの理論と実証」研究会における報告原稿に加筆したものであり、平成13年度科学研究費（課題番号13430011）の補助を受けた。

注

- 1 Mishra は①「福祉国家の3要素」、つまり完全雇用、普遍主義的社会サービス、及び基本的最低水準の生活の維持のうち、普遍主義的社会サービスについては新保守主義政権といえどもその縮小を断念せざるをえなかった、②しかし完全雇用や最低生活水準の保障にコミットすることは新保守主義の政権によって完全に拒否された、と指摘する。(Mishra 1999, p97 邦訳 p114)
- 2 福祉社会論については、Robson (1976)、正村公宏 (1990)、丸尾直美 (2001) を参照せよ。
- 3 この部分の説明は Atkinson, A. B./Micklewright, J (1991) から引用した。
- 4 社会成員を二分し、低所得グループの所得合計額を Y_1 、高所得グループの所得合計額を Y_2 とする。総所得額を Y とすれば $Y = Y_1 + Y_2$ かつ $Y_1 < Y_2$ である。それぞれのグループの貯蓄率を s_1 、 s_2 とすれば社会の平均貯蓄率は $s = s_1\theta + s_2(1-\theta) = s_2 + \theta(s_1 - s_2)$ となり一般に $s_1 < s_2$ であるから s は $\theta (= Y_1/Y)$ の減少関数である。社会保障制度が分配の平等化作用(すなわち θ の引き上げ)を有するとすれば貯蓄率を減少させるであろう。
- 5 部分体系の解は以下のようである。

$$\Omega_n = [(r+m)(w-e)/r(r+m+\delta)] + (r+m)b\delta/[r(r+m+\delta)(r+\delta+m+k-km)]$$

$$\Omega_s = w + uq\delta/(r+m) + md(w-e)/[r(r+m+\delta)]$$

$$+ [d(r+\delta)(r+m) - qr\delta(r+m+\delta)]/[r(r+m+\delta)(r+m+k-km)]$$

$$\Omega_b = m(w-e)/[r(r+m+\delta)] + (r+\delta)(r+m)b/[r(r+m+\delta)(r+m+k-km)]$$

$$\Omega_u = u/(r+m) + m(w-e)/[r(r+m+\delta)] + mbd/[r(r+m+\delta)(r+m+k-km)]$$
- 6 社会保障会計のバランスを考慮すれば、「失業給付の拡大が賃金を引き下げ、雇用を拡大させる」という多少パラドキシカルな結論が修正される場合もありうる。もっとも失業給付の財源を社会保障税のみに求めるといふ制度は現実的とはいえないであろう。

参考文献

- Atkinson, A. B. (1999) *The Economic Consequences of Rolling Back the Welfare State*, MIT Press.
- Atkinson, A. B. (1995) *Incomes and the Welfare State*, Cambridge UP. (丸谷裕史訳『アトキンソン教授の福祉国家論』晃洋書房, 2000)
- Atkinson, A. B./Micklewright, J (1991) "Unemployment Compensation and Labor Market Transitions: A Critical Review," *Journal of Economic Literature*, vol. 29, no. 4
- Danziger, S./Haveman, R./Plotnick, R. (1981) "How Income Transfers Affect Work, Savings and the Income Distribution," *Journal of Economic Literature*, vol. 19, no. 3
- Johnson, G./Layard, R. (1986), "The natural rate of unemployment: explanation and policy,"

- in Ashenfelter, O./Rayard, R. (eds), *The Handbook of Labor Economics*, vol. II, North-Holland
- Lancaster, T. /Nickell, S. (1980) "The Analysis of Re-Employment Probabilities for the Unemployed," *Journal of the Royal Statistical Society*, vol. 143, no. 2
- Layard, R./Nickell, S./Jackman, R. (1991) *Unemployment*, Oxford UP
- Lippman, S. A./McCall, J. J. (1979) *Studies in the economics of search*. North-Holland
- Mishra, R. (1990) *The Welfare State in Capitalist Society*, Harvester Wheatsheaf (丸谷冷史 他訳『福祉国家と資本主義』晃洋書房 1995)
- Mortensen, D. T. (1977) "Unemployment Insurance and Job Search Decisions," *Industrial and Labor Relations Review*, vol. 30 (4)
- Myrdal, G. (1958) *Beyond the Welfare state*, Gerald Duckworth & Co (北川一雄 他訳『福祉国家を越えて』ダイヤモンド 1963)
- なお本文 p. 2 の引用箇所 (Myrdal, p36 北川訳 p. 51) は、正村公宏『福祉社会論』p. 24 によった。
- OECD (1981) *Welfare State in Crisis*, Paris (厚生省政策調査室 他訳『福祉国家の危機』ぎょうせい, 1983)
- Robson, W. A. (1976) *Welfare State ans Welfare Society*, Allen and Unwin (辻清明・星の信也 訳『福祉国家と福祉社会』, 東京大学出版会, 1981)
- Shapiro, C./Stiglitz, J. E. "Equilibrium Unemployment as a Worker Discipline Device," *American Economic Review*, vol. 74 (3)
- 正村公宏『福祉社会論』創文社, 1990.
- 丸尾直美『ポスト福祉国家の総合政策——経済・福祉・環境への対応——』ミネルヴァ書房, 2001.